平成 27 年度

坂西浄水場　新1号井さく井工事

設 計 書

足 利 市

総括表

平成 27　年度	工事番号		現　説 有・無	指　名 随　意 条件付一般	部長専 選考委	前金払 有・無	部分払 （回） 回	国・県 市・受	併　合 施　工

工事名	坂西浄水場　新1号井さく井工事		
工事箇所 予算額	足利市 小俣南町 千円　　予算対比額	過不足理由 ・予算措置	
予算科目	款　　項　　目　　事　　節		

請負工事費計	円
工事価格	円
消費税相当額	円

工事概要	【井戸径φ300、深さ44m】 ケーシングパイプ(300A) 設置　　22m スクリーンパイプ(SUS巻線型 300A)設置　　22m 【設計理由】

予定工期	月　　日～ 1月29日まで　　日間

請　負　工　事　内　訳

費　　目	工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
請負工事費								
	1. 掘削費							
		掘削費		式	1			第1号内訳明細書
	掘削費計							
	2. 材料費							
		材料費		式	1			第2号内訳明細書
	材料費計							
	3. 消耗材料費							
		掘削消耗材料費		式	1			第3号内訳明細書
		ケーシング・ 遮水消耗材料費		式	1			第4号内訳明細書
		動力燃料費		式	1			第5号内訳明細書
	消耗材料費計							

請　負　工　事　内　訳

費　　目	工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
	4. 電気検層費							
		電気検層費		式	1			第6号内訳明細書
	電気検層費計							
	5. ケーシング挿入費							
		ケーシング挿入費		式	1			第7号内訳明細書
	ケーシング挿入費計							
	6. 砂利充填・遮水費							
		砂利充填・遮水費		式	1			第8号内訳明細書
	砂利充填・遮水費計							
	7. 仕上費							
		仕上費		式	1			第9号内訳明細書
	仕上費計							

請　負　工　事　内　訳

費　　目	工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
	8. 揚水試験費							
		揚水試験費		式	1			第10号内訳明細書
	揚水試験費計							
	9. 残泥土処理費							
		残泥土処理費		式	1			第11号内訳明細書
	残泥土処理費計							
	10. 機械組立・解体費							
		機械組立・解体費		式	1			第12号内訳明細書
	機械組立・解体費計							
	11. 機械器具損料							
		機械器具損料		式	1			第13号内訳明細書

請　負　工　事　内　訳

費　　目	工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
	機械器具損料計							
	12. 報告書作成費							
		報告書作成費		式	1			第14号内訳明細書
	報告書作成費計							
	工事費計							
	直接工事費							
		共通仮設費		式	1			
		積上げ運搬費		式	1			第15号内訳明細書
	純工事費			式	1			
		現場管理費		式	1			
	工事原価			式	1			
		一般管理費		式	1			

請　負　工　事　内　訳

費　　目	工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
	工事費計			式	1			
工事価格								
消費税相当額								8%
請負工事費計								

施設改良工事特記仕様書

第１節　　一般事項

１．１　適用範囲及び優先順位

本工事の請負者は、監督員の指示を受け、設計書、設計図書、本特記仕様書の他に以下の仕様書等に準拠して工事を施工するものとする。

各仕様書の優先順位は、本特記仕様書を優先するものとし、それ以外のものに就いては監督員と協議のこと。

⑴栃木県土木工事共通仕様書

⑵国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築・機械・電気設備工事編）

⑶国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築・機械・電気設備工事編）

１．２　法令・法規の遵守

請負者は、本工事の施工にあたり、関係法令に従い施工するものとする。

特許及び実用新案登録等工業所有権に抵触するものについては、請負者の責任において処理すること。

１．３　関係官公署への諸手続き

工事施工に必要な関係官公庁に対する諸手続きは、監督員と協議のうえ、請負者の責任により処理するものとする。但し、これに要する経費は請負者の負担とする。

請負者は、請負金額５００万円以上の場合、工事実績情報サービス（CORINS）に発注・竣工登録し、監督員に報告すること。変更契約があった場合も変更登録し、同様に報告する。

１．４　工事の着手および書類の提出

請負者は、工事契約締結後、速やかに現場を熟知のうえ監督員と設計施工について打合せを行うこと。尚、工事打合せ事項に就いては、その都度『工事打合せ簿』を作成し、次回打合わせ時に監督員に提出すること。

請負者は、工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。

また、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し監督員の承諾を得てから工事に着手すること。特に稼動施設の改良工事に就いては、施設の機能を損なうことがないように特段の配慮をし、断水事故等のないように計画をしなければならない。

請負者は、設計図書に従い、必要に応じ現場実測等を行なって、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を得てから工事に掛かること。

１．５　工事施工中

現場の施工に際しては、事前に関係住民および運転管理担当者等に充分な説明をして理解を求めること。苦情等が出たときは、何時であっても真摯に対応しなければならない。

請負者は、工事遂行に必要な人員を配置し、作業の節目もしくは一定の期間ごとに工程表を検討し直して工事を遅滞なく完了させるよう努めること。

交通整理等の必要が生じた場合は、すみやかに専門の交通整理員を配置して、整理に当らせること。渋滞等が発生した場合は、必要に応じて工事を一時中断しなければならない。

１．６　立会い検査等

工場検査についてはあらかじめ『検査要領』を作成し検査項目を定め、検査終了後は『検査試験成績書』を作成し、立会い写真とともに監督員に２部提出すること。

１．７　産業廃棄物の処理

1）建設副産物（建設発生土、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材、 建設汚泥等については「足利市の建設副産物管理基準」に従い処理すること。
建設発生土の処理については原則場内処理とし、処理する場所、仕上げ方法等は監督員と協議すること。これにより難い場合は別途協議する。

2）建設副産物以外の産業廃棄物が発生する場合は、関係法令に従い、処理施設に持込むものとする。
搬出運搬費および処理施設受入れ費用まで本契約に含むものとする。写真および処理施設の受け入れ書類(マニフェスト)などを含む産業廃棄物の処理記録を作成し監督員に報告し、施工管理報告書に添付するものとする。

１．８　電子納品

すべての工事において、最終成果品について電子納品の対象である。

成果品は「電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に基づき、作成したデータを CD-R に格納して原則（正）・（副）の成果品として２部提出する。

請負者は、提出した電子納品データが「ガイドライン」に基づき作成されているかどうかを監督員立会のもと確認する。検査方法については、別途協議する。

（※図面は CAD データで納品すること）

１.９　現場代理人の専任関係

足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認める。兼任を認める工事の件数は２件までとしいずれも請負代金額が２，５００万円未満であること。

☑ 兼任可

□ 兼任不可

１.１０　完成図書

請負者は、工事完成時に、維持管理上必要な『完成図書』を作成して、製本されたものを提出すること。

なお､製本は､監督員に書類の過不足訂正等を確認した後に黒表紙金文字製本をする。

完成検査までは１部のみリングファイル等にて提出し､検査終了後に２部の製本を作製する。詳細は監督員と協議のうえ作成する。

完成図書に添付するものは通常、下のものとする。

①取扱説明書（設備全体のもの、および機器個々のもの）

②完成図面（施工箇所を赤色で着色）

③展開接続図

④検査試験成績書（工場検査試験等を含む）

⑤予備品表

⑥施工図

⑦契約関係書類

⑧材料検査願

⑨その他

施工管理報告書に添付するものは、通常下記のものとする。

①品質管理総括表

②出来形数量調書

③工事使用材料数量調書

④納品票の写し

⑤産業廃棄物処理記録

⑥その他

必要に応じて単体構造物管理図表、コンクリート配合報告書、コンクリート温度管理図表、出来形管理図表等を用いること。

工事写真に添付するものは、下記のようにする。

請負者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、『工事記録写真帳』を提出すること。

撮影箇所、頻度等あらかじめ撮影管理基準を定め、施工計画書に記載することにより監督員の承諾を得ること。

写真帳の見開き各ページの左上に、必ず案内図を添付し、撮影方向などを矢印、番号等で記入すること。一連の作業は同じ方向から撮影するなど工夫してまとめること。

監督員の立ち会いが必要な項目があるので、あらかじめ協議しておき、撮り逃しの

ないよう努めること。

また提出する必要はないが、完了検査時に工事日報、安全管理関係書類等（ＫＹ活動記録、新規入場者教育記録等）の提示を義務付けるものとする。

１．１１　型番の解釈

形状･機能･性能等が明記困難な機器材料類は､参考型番等を記入して理解を容易にしたものであり特定するものではない。

１．１２　施工範囲

工事の施工で当然工事の施工範囲と認められるべき箇所は本工事範囲とする。

１．１３　軽微な変更

工事施工上、構造物、付帯設備等の関係で起こる軽微な変更は、監督員の承諾を得て変更する事ができる。この場合は変更契約を伴わないが、打合せ記録簿に経緯を残すこと。

１．１４　疑義の解釈

請負者は、設計書、仕様書に関連して疑義が生じた場合は監督員と協議するものとし、『打合せ記録簿』に経緯を残すこと。

第２節　さ　く　井　工　事

２．１　工事概要

本工事は場内に新たにφ300、深度 44mの井戸を掘削する工事である。

施工に当たっては綿密な施工計画を立案して、停電、断水事故や水質汚染及び安全等に注意を払わなければならない。

２．２　工事範囲

2.2.1　掘削径 445ｍｍ、掘削深度 44m

2.2.2　ケーシング　φ300ｍｍ　　ケーシング仕上がり GL+0.5m

2.2.3　スクリーン　SUSφ300ｍｍ丸孔 SUS 巻線型

2.2.4　充填砂利　6ｍｍ～9ｍｍ

2.2.5　揚水試験

2.2.6　水質検査（原水 51 項目）

２．３　その他

・掘削工法は、ロータリー工法とする。
・井戸掘削箇所については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
・ケーシングの接合方法は溶接接合とする。上管下部に開先を取った片開先とし、かつ、管相互の芯ずれを生じないように接合すること。
・工事に伴う振動、騒音等により近隣より苦情があった場合は、監督員と協議し、対応（工法等）を検討すること。

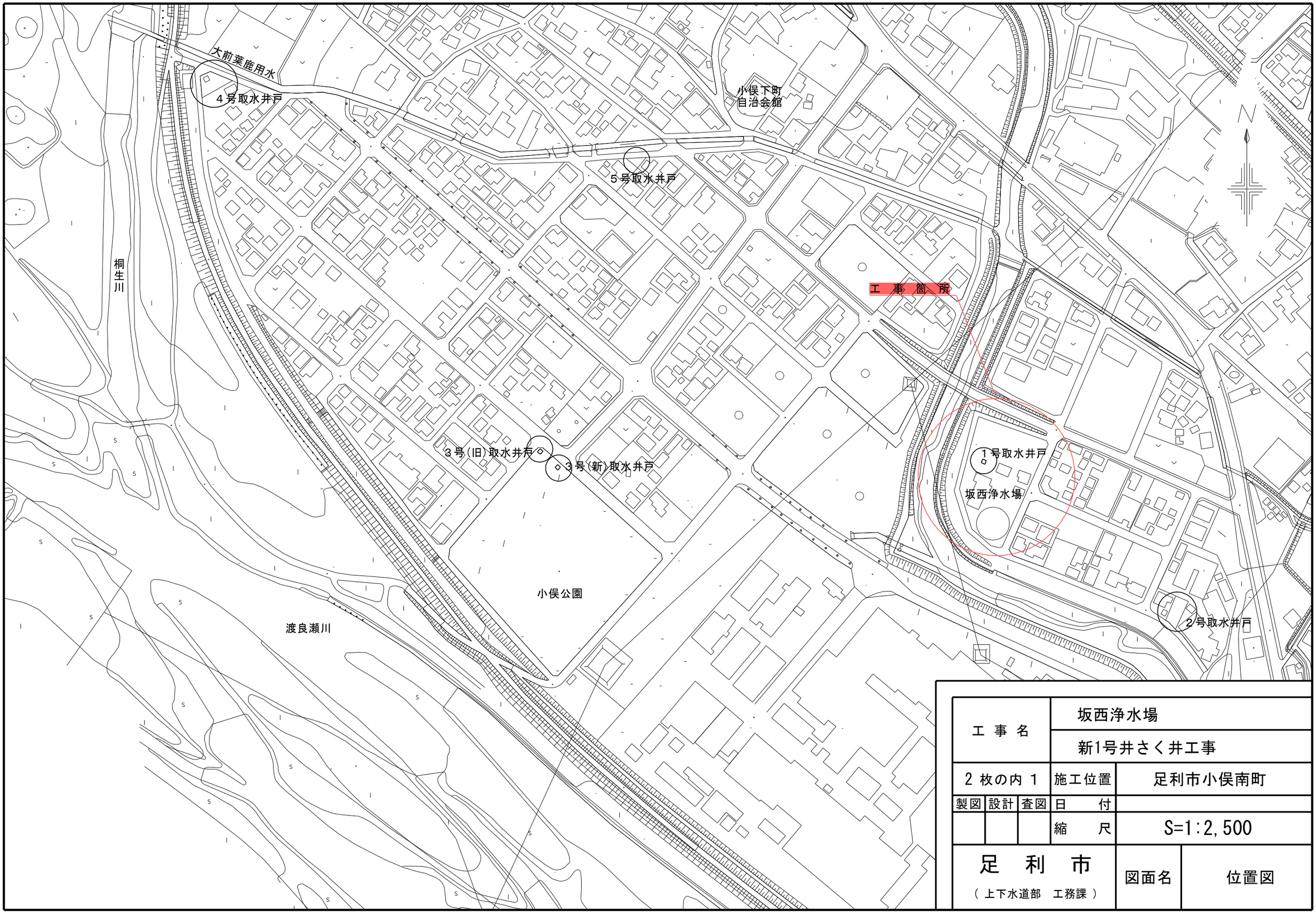

工事名	坂西浄水場 新1号井さく井工事			
2枚の内 1	施工位置	足利市小俣南町		
製図 / 設計 / 査図	日付			
	縮尺	S=1:2,500		
足利市 （上下水道部　工務課）	図面名	位置図		

新1号井戸　平面図

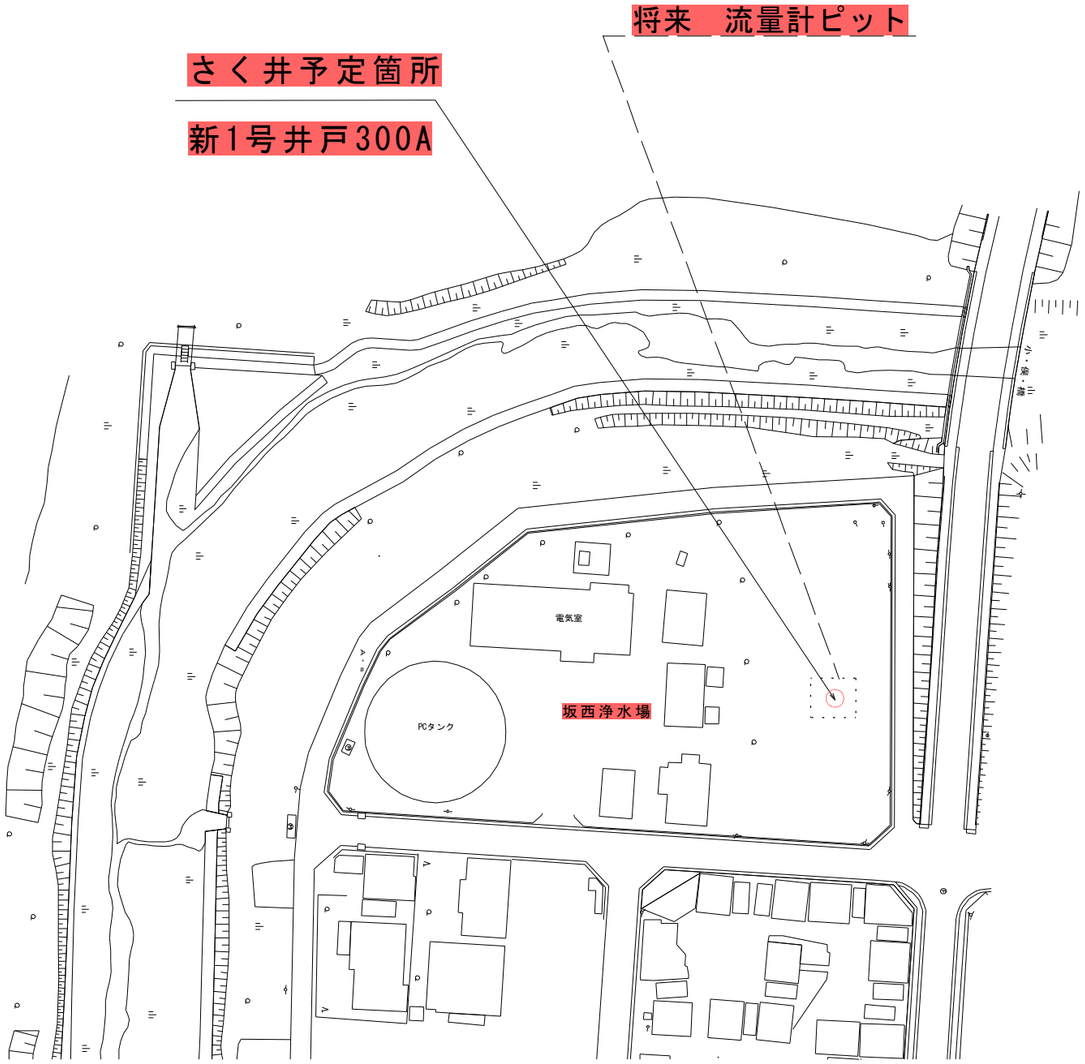

新１号井戸断面図

［　井戸径φ300　　深44m　］

ケーシング　300A　5.5m×4本=22m
スクリーン　SUS巻線　300A　5.5m×4本=22m

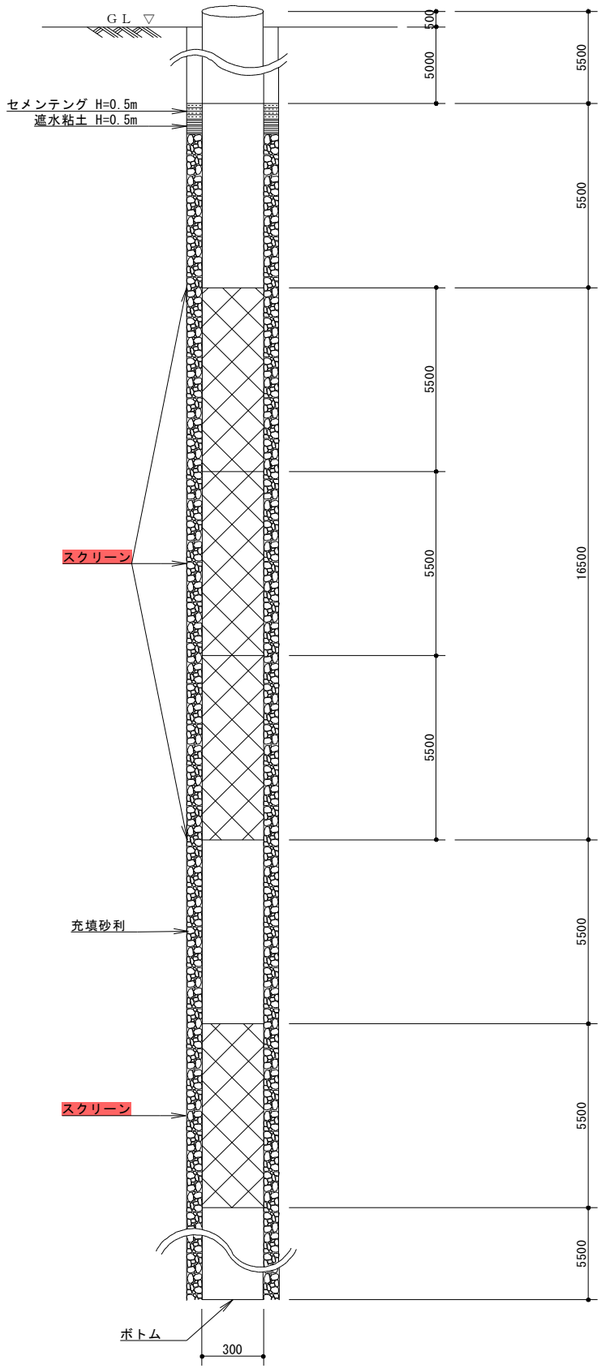

工事名			坂西浄水場 新1号井さく井工事	
2 枚の内 2			施工位置	足利市小俣南町
製図	設計	査図	日　付	
			縮　尺	FREE
足　利　市 （上下水道部　工務課）			図面名	平面図 断面図